

## 島根県中小企業デジタル人材育成支援事業受講者募集要領

### 1 目的

DXに向けた教育やリスキリングを推進する県内企業、個人事業主を支援するため、島根県（以下「県」という。）が開講する、デジタル化に必要となる知識・スキルを習得するためのオンライン学習講座について必要な事項を定める。

### 2 応募資格

- (1) 本事業の対象となる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。
- ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者であること。
  - イ 交付申請日において島根県内に事務所、事業所、工場、その他の事業用施設等事業活動を行う拠点を有する事業者であること。
  - ウ 受講する従業員等が、主として上記イの拠点において業務に従事する者であり、かつ、受講期間を通じて、計画的にオンライン学習を受講する意欲を有していること。
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）及び島根県暴力団排除条例（平成 22 年島根県条例第 49 号）に定める暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でなく、密接な関係にない事業者であること。
  - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客業務受託営業（同条第 13 項に規定する接客業務受託営業をいう。）を行う者でないこと。
  - カ 政党その他の政治団体でないこと
  - キ 宗教上の組織または団体でないこと
  - ク 自ら又は第三者を利用して、本事業に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為、又は法的な責任を越えた不当な要求行為、その他これらに準じる行為をしない者であること。
  - ケ 将来にわたって上記エからキの各号のいずれにも該当しないこと及びクのいずれの行為もしないことを確約できる者であること。
- (2) 受講に際し、必要となる事項（受講者の氏名、年齢、メールアドレス等）を県が取得し、本講座の期間中において受託者（株式会社ベネッセコーポレーション）が管理することを承諾できる事業者であること。
- (3) 受講者の学習状況を集計し、統計的に整理した上で、県の今後の関連施策の検討に利用することを承諾できる事業者であること。

### 3 オンライン学習講座の内容

県は、本事業において、自社のデジタル化を推進する上で必要となる知識・スキルを習得しようとする県内企業の経営者及び従業員の学びを支援するため、以下の学習講座を提供する。

#### (1) 提供する学習講座

オンライン学習動画プラットフォーム Udemy Business（以下「UB」という。）上の学習コンテンツをもとに、以下の学習講座を提供する。

##### ア 必修講座

DX（デジタルトランスフォーメーション、以下同じ。）の概要やその考え方など昨今急速に進展するデジタル技術の動向等（5．5 時間）

#### イ 推奨講座

デジタル化、DXで解決したい自社の経営課題に応じて、以下のコースから少なくとも1つ選択して受講することとする。

- ・業務効率化コース（約10時間）
- ・集客・売上向上コース（約10時間）
- ・新商品・新サービス開発コース（約13時間）
- ・ITパスポート資格取得コース（約4時間）
- ・事務・OAスキルアップコース（約13時間）

#### ウ 自由選択講座

上記のほか、自社の経営課題に応じて以下のコースから選択して受講することができる。

ただし、当該コースに含まれるコンテンツに限らず、受講者の様々な学びのニーズに対応したコンテンツを上限なく提供する。

- ・業務効率化コース（実践編）
- ・集客・売上向上コース（実践編）
- ・新商品・新サービス開発コース（実践編）
- ・インボイス対応コース
- ・情報セキュリティコース
- ・デジタル関連資格取得コース（基本情報技術者、情報セキュリティマネジメント資格）
- ・ITを活用した新規ビジネス創出コース
- ・DXを活用した経営戦略コース・変化に対応できるチームづくりコース
- ・海外展開に向けて英語力アップコース
- ・A.I.技術活用コース

#### (2) 受講期間

【前期】令和6年4月1日（月）から令和6年9月30日（月）

【後期】令和6年10月1日（火）から令和7年3月31日（月）

#### (3) 利用料金

8,800円（税込）／アカウント

ただし、1企業あたりのライセンスの最大交付数は、以下のとおりとし、うち1つはグループ管理者用とする。

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| ア 常用雇用従業員数が10名未満の企業       | 2 |
| イ 常用雇用従業員数が10名を超え50名未満の企業 | 3 |
| ウ 上記以外の企業                 | 5 |

#### (4) その他

島根県中小企業デジタル人材育成支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）、Udemy利用規約その他Udemy社が提示する条件に定めるところによること。

### 4 応募期間

令和6年3月15日以降（随時募集）

なお、アカウント発行は先着順とし、想定アカウント数を超える場合には上記にかかわらず、募集を終了する場合がある。

## 5 応募方法等

(1) 提出先（しまね電子申請サービスまたはメールにてご提出ください。）

① しまね電子申請サービスによる申込み手続き

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/digital-shimane>

② メールによる申込み手続き

オンライン学習受講ライセンス交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、下記担当係あてメールにて提出してください。

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県商工労働部雇用政策課 産業人材育成係

電話：0852-22-6556

電子メール：koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp

(2) 応募に関する注意事項

ア 応募資格を有しない場合又は応募内容若しくは添付書類に不備がある場合には、受理できないことがある。

イ 受理した応募書類（認定申請書類）については、返却しない。

ウ 応募に係る一切の費用は応募者自身の負担とする。

エ 本事業に応募した企業は、想定アカウント数を超える応募があった場合、県において調整する場合があることをあらかじめ承諾したものとみなす。

## 6 受講者の決定

応募受付後、応募内容が本要項に合致しているかを確認し、先着順で受講アカウントを発行することとする。

ただし、希望ライセンス数をなるべく多くの企業が受講できるよう調整を行う場合がある。

## 7 その他留意事項等

(1) 推奨受講環境はPC 視聴ブラウザをChrome とし、5Mbit または 800kbps 以上のブロードバンド接続（通信費は受講者負担）とする。またスマートフォンでの利用推奨OS はiOS 12.0 以上、Android 6.0 以上とする。

(2) 受講企業または受講者が、受講アカウントを他者に譲渡または利用させるなど、Udemy の利用規約及びその他 Udemy 社が提示する条件の違反が認められた場合、受講期間であっても、県は受講企業または受講者の受講アカウントを取り消す場合がある。